

町職員の給与・人事行政運営状況

—平成18年4月1日現在—

□ 職員の任免及び職員数に関する状況

職員の採用状況(17年度)

(単位：人)

区分	試験	選考	合計
一般行政職			0
事務職			0
技術職			0
技能労務職			0

再任用職員の採用状況(17年度)

(単位：人)

区分	常時勤務	短時間勤務	合計
一般行政職			0
事務職			0
技術職			0
技能労務職			0

- 1 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定に基づいて、任命権者が再任用した職員数の状況です。
- 2 再任用の期間を更新した場合は、その都度計上しています。

退職の状況(17年度)

(単位：人)

区分	定年退職	勸奨退職	その他					合計	
			普通退職	分限免職	懲戒免職	失職	死亡退職		任期満了
一般行政職	1	1	2				1		5
技能労務職	1	1	2						4

表中に掲げる用語の意義は、次のとおりです。

- (1)定年退職 地方公務員法第28条の2第1項の規定による退職及び同法第28条の3第1項の規定による勤務延長後の退職
- (2)勸奨退職 任命権者が行う退職勸奨に応じた退職
- (3)普通退職 自己都合による退職
- (4)分限免職 地方公務員法第28条第1項の規定による免職
- (5)懲戒免職 地方公務員法第29条の規定による免職
- (6)失職 地方公務員法第28条第4項の規定による失職
- (7)任期満了 定められた任期が満了したことによる退職

職員数の状況

(各年4月1日現在 単位：人)

部	門	17年度	18年度	増減	主な増減理由
一般行政部門	議会	2	2		
	総務企画	25	22	3	事務の統廃合縮小(総務課・企画課の合併による)
	税務	10	11	1	業務増(徴収スタッフ充実)
	民生	38	37	1	事務の統廃合縮小(欠員の不補充)
	衛生	14	14		
	労働				
	農林水産	11	11		
	商工	7	6	1	事務の統廃合縮小(欠員の不補充)
特別行政部門	土木	11	10	1	事務の統廃合縮小(欠員の不補充)
	小計	118	113	5	
	教育	25	23	2	事務の統廃合縮小(高校総体準備室解散による)
公営企業等会計部門	消防				
	小計	25	23	2	
	病院				
	水道				
	下水道				
その他	26	24	2	事務の統廃合縮小(欠員の不補充)	
小計	26	24	2		
合計		169	160	9	

- 1 職員数は、一般職に属する職員数であり、身分を保有する休職者、派遣職員等を含む。
- 2 表中部門の欄に掲げる用語の意義は、次のとおりである。
 - (1)一般行政部門 (2)及び(3)に掲げる職員以外の職員
 - (2)特別行政部門 教育委員会の職員(教育長含む)
 - (3)公営企業等会計部門 公営企業会計及び特別会計に係る職員

職員給与の状況

人件費の状況（17年度普通会計決算）

住民基本台帳人口	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率(B/A)
13,306人	千円 3,707,236	千円 195,482	千円 1,116,794	30.1%

「住民基本台帳人口」は、平成18年3月31日現在の人口。

平均給料月額及び平均年齢

(18年4月1日現在)

区分	白子町	
	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	299,154円	38歳9月
技能労務職	300,088円	52歳9月

経験年数別・学歴別平均給料月額

(18年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	242,600円	282,400円	342,100円
技能労務職	221,100円	252,900円	295,500円

「経験年数」とは、職員が職員として同種の職務に在職した年数をいう。

なお、卒業後直ちに採用され、引き続き勤務している場合は採用後の年数をいう。

一般行政職の級別職員数

(18年4月1日現在)

区分	白子町								計
	1級	2級	3級	3級	4級	5級	6級	7級	
標準的な職務内容	主事補・技師補	主事・技師	主任主事	副主査	係長	主査	課長補佐	課長・主幹	
職員数(人)	19 ()	31 ()	31 ()	25 ()	12 ()	7 ()	12 ()	17 ()	154 ()
構成比(%)	12.3 ()	20.1 ()	20.1 ()	16.2 ()	7.6 ()	4.4 ()	7.6 ()	10.8 ()	100 ()
参考	1年前の構成比(%)	17.3 ()	21.4 ()	16.7 ()	15.5 ()	7.1 ()	4.8 ()	6.5 ()	10.7 ()
	5年前の構成比(%)	12.7 ()	23.5 ()	15.7 ()	3.9 ()	16.7 ()	5.9 ()	5.9 ()	15.7 ()

1 白子町一般職の職員給与等に関する条例(昭和30年条例第7号)に基づく給料表の職務の級区分に応じた職員数。

2 「標準的な職務内容」とは、それぞれの職務の級に該当する代表的な職。

3 括弧内の数値は、再任用短時間勤務職員の数であり、職員数の外書きの数値。

昇給期間短縮の状況

区分	16年度			17年度		
	職員数(A)	昇給短縮職員数(B)	比率(B/A)	職員数(A)	昇給短縮職員数(B)	比率(B/A)
合計	171人	0人	0%	169人	0人	0%
一般行政職	144人	0人	0%	143人	0人	0%
技能労務職	27人	0人	0%	26人	0人	0%

期末・勤勉手当及び退職手当の状況

(18年度支給割合)

区分	白子町			国				
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計		
期末・勤勉手当	6月期	1.4月分 ()	0.725月分 ()	2.125月分 ()	1.4月分 ()	0.725月分 ()	2.125月分 ()	
	12月期	1.6月分 ()	0.725月分 ()	2.325月分 ()	1.6月分 ()	0.725月分 ()	2.325月分 ()	
	計	3.0月分 ()	1.45月分 ()	4.45月分 ()	3.0月分 ()	1.45月分 ()	4.45月分 ()	
役職段階別加算	職制上の段階、職務の級等による加算措置			有			職制上の段階、職務の級等による加算措置	有

区分	自己都合退職		勸奨・定年退職	
	支給率	勤続20年	21.0月分	勤続25年
	勤続25年	33.75月分	勤続30年	42.12月分
	勤続35年	47.5月分	最高限度額	59.28月分
	最高限度額	59.28月分		59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2~20%)		定年前早期退職特例措置(2~20%)	
1人当たり平均支給額	6,168千円		24,610千円	

1 18年度については、期末手当5%の減額措置を実施しています。

2 退職手当1人当たり平均支給額は、17年度に退職した職員に支給された平均支給額です。

職員手当の状況

区分	内 容	手当額(月額)	国の制度との異同	
主要3 手当	配偶者 配偶者以外の扶養親族 1人目 配偶者が扶養親族の場合 配偶者が扶養親族でない場合 2人目 3人目から 満16歳の年度初めから満22歳の 年度末までの子がいる場合の加算	13,000円 6,000円 6,500円 6,000円 5,000円 5,000円	同じ	
	住居 手当	借家の場合 家賃に応じて支給 (家賃12,000円を超える場合に限る) 自宅の場合	異なる、 一部国の制度と同じ	
	通手 勤当	電車、バスを利用する場合 乗用車を利用する場合、使用距離に応じて支給	全額支給 2,000円～25,970円	異なる、 一部千葉県の制度と同じ
特 殊 勤務手当	区 分			
	職員全体に占める手当支給職員の割合		1%	
	支給対象職員1人当たり平均支給年額		12,000円	
	手当の種類		4	
	代表的な手当の名称	技術職員手当、防疫手当、危険手当、旅行病人、死亡人取扱手当		
時 間 外 勤務手当	17年度支給総額	8,162千円	1人当たりの支給年額	48千円
	16年度支給総額	12,350千円	1人当たりの支給年額	105千円

平成18年度、住居手当、通勤手当は30%の減額措置を実施しています。

特別職の報酬等の状況

(18年4月1日現在)(18年度支給割合)

区 分	給与月額	期末手当の支給割合			
		6月	12月	計	加算措置
町 長	788,000円 (709,200円)	2.10月分	2.25月分	4.35月分	有 15%
助 役	639,000円 (575,100円)	2.10月分	2.25月分	4.35月分	有 15%
収入役	608,000円 (547,200円)	2.10月分	2.25月分	4.35月分	有 15%
教育長	577,000円 (519,300円)	2.10月分	2.25月分	4.35月分	有 15%
議 長	284,000円	2.10月分	2.25月分	4.35月分	有 15%
副議長	237,000円	2.10月分	2.25月分	4.35月分	有 15%
議 員	213,000円	2.10月分	2.25月分	4.35月分	有 15%

1 報酬等の()内は、減額措置(30%)による減額後の額です。

2 4役については、一般職と同様に期末手当5%の減額措置を実施しています。

□職員勤務時間その他の勤務条件の状況

勤務時間の状況

(18年4月1日現在)

1週間の勤務時間	勤務時間の割振り				
	始業	終業	休憩時間	休憩時間	週休日
40	8:30	17:15	12:00～12:45	10:00～10:15 15:00～15:15	2日

1 「1週間の勤務時間」は、地方公務員法第24条第6項の規定に基づき条例で定められた職員の勤務時間。

2 「勤務時間の割振り」は、月～金曜日の8時30分～17時15分の時間帯(それに準じた時間帯)に勤務時間が割振られている職員の勤務時間。

年次休暇の状況

(17年4月1日～18年3月31日)

総付与日数	総使用日数	全期間在職職員数	1人当たり平均使用日数
2,901日	754.0日	73人	10.3日

1 「全期間在職職員数」は、当該年度の4月1日～3月31日までの全期間在職した職員の合計とし、当該期間の中途に採用された者及び退職した者並びに当該期間中に育児休業、分限休職の事由がある職員及び派遣職員を除く。

2 「総付与日数」は、当該年度の4月1日現在において全期間在職した職員に付与された日数(前年度からの繰越分を含む。)の合計です。

3 「総使用日数」は、全期間在職した職員の使用した年次休暇の合計です。